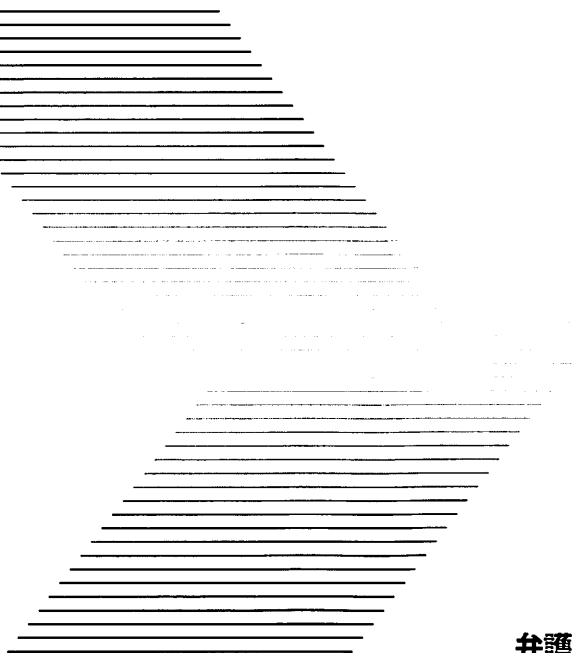


富裕層の離婚

高額な財産分与・婚姻費用・養育費に関する法律実務詳解



岩崎総合法律事務所
弁護士 岩崎隼人 著

日本法令®

はしがき

日本国内の「超富裕層」（純金融資産保有額が5億円以上の世帯）は11万8,000世帯、全世帯のわずか0.2%ほどにすぎません（2023年推計、野村総研富裕層調査）。この希少性から、富裕層の離婚に精通する弁護士は限られ、十分な経験を積む機会も少ないのが実情です。

富裕層の離婚問題は、財産分与、会社経営、事業承継、税務といった複雑な課題が絡み合う分野です。

弁護士業界では、特に離婚問題と企業法務とは別々に専門分化されている傾向がありますが、これらを適切に解決するには、両面を横断的に捉える視点が求められます。

加えて「生活費100万円は多すぎるのか」「財産分与3億円は妥当なのか」といった問いに答えるには、法律知識だけでなく、富裕層世帯の生活感覚や特有の事情への理解も求められます。

筆者が代表を務める岩崎総合法律事務所は、こうしたニーズに応えるため、富裕層の離婚問題に特化した取組みを続けています。

本書の目的は、富裕層の離婚における特有のリスクやポイントを伝え、読者が適切な対応を取れるようにすることにあります。そのために、これまでの業務経験において培った実務上の細かな知識や勘所を惜しみなく盛り込むことに努めました。

また、本書には、富裕層世帯に属する個々人が予測不能な混乱から少しでも解放されることを目指す思いを込めています。富裕層世帯の離婚問題は、裁判官ごとの判断のばらつきによって、結論が大きく分かれる場合が少なくありません。その結果、離婚の当事者のみならず、子や親族、さらには企業やそのステークホルダーに至るまで、広範囲にわたる関係者に混乱が生じ、場合によっては社会的な問題に発展することもあるからです。

富裕層特有の課題は、時に「贅沢な悩み」と誤解されがちです。

しかし、実際には、筆者がこれまで携わってきたクライアントの皆様

いずれも、孤独や葛藤、そして責任を背負いながら、課題解決に向き合っています。

本書が、そのような課題解決の一助となり、読者の皆様が新たな一歩を踏み出すための道標となることを心より願っています。

2026年9月

弁護士 岩崎 隼人

目 次

第1編 富裕層の離婚の特殊性を学ぶ

第1章 富裕層の離婚とは

第1 離婚とは	4
① 結 婚	4
② 離 婚	5
③ 人間関係やステークホルダーの視点	5
コラム1 そもそも結婚しなければ問題は起こらないのか？	7
第2 富裕層とは	8
① 様々な「富裕層」の定義	8
② 「離婚問題」における富裕層の特徴	10

第2章 富裕層の離婚において重要な視点

第1 財産分与に上限はない	14
第2 職業ごとの特殊性	16
第3 離婚に伴う経営権の不安定化と資金流出	18
第4 適切な知識と準備が鍵—富裕層が活用すべき離婚対策—	20

第2編 離婚の経済的な問題と基本

第1章 財産分与の基本

第1 財産分与の構造	26
第2 財産性	28
第3 対象範囲	29

① 対象範囲の基本	29
② 財産分与の基準日の考え方	30
(1) 別居日と経済的協力関係の喪失時点	30
(2) 基準日が争点となる場合の裁判期日の進行	32
(3) 基準日後の事情の考慮	32
第4 評価	34
① 資産ごとの主な評価方法	34
② 評価の基準日の考え方	35
第5 割合	37
第6 方法	38

第2章 婚姻費用、養育費、扶養費の取扱い

① 婚姻費用とは	42
(1) 標準算定方式	42
(2) 高額所得者の扱い	46
② 養育費とは	50
③ 扶養的財産分与とは	51
コラム2 離婚問題を早期決着させるためのポイント	54

第3編 富裕層の離婚における大きな論点

第1章 スtock・オプションが問題となる場合

第1 Stock・オプションの意義と財産的価値	62
Q Stock・オプションは財産として認められるのでしょうか	62
第2 Stock・オプションの評価方法	64
Q 離婚裁判で、Stock・オプションはどのように評価されますか	64
第3 婚姻前に付与されたStock・オプションの扱い	67
Q 婚姻前に付与されたStock・オプションは、財産分与の対象外ですか	67
第4 Stock・オプションが消滅した場合や没収された	

場合の扱い	70
Q 別居後にストック・オプションが消滅した場合、財産分与では どのように扱われますか	70
Q 会社都合でストック・オプションが没収された場合、財産分与では どのように扱われますか	71
第5 スtock・オプションが婚姻費用に与える影響	73
Q スtock・オプションは、婚姻費用の算定でどのように 考慮されますか	73
コラム3 税制適格ストック・オプションの評価に関する問題	75

第2章 RS など株式報酬が問題となる場合

第1 RS などの株式報酬の意義と財産的価値	80
Q 株式報酬は、財産分与の対象となるような財産的価値があるもの でしょうか	80
第2 RS などの株式報酬の評価方法	82
Q RS などの株式報酬は、財産分与でどのように評価されますか	82
第3 婚姻前に付与された RS などの株式報酬の扱い	84
Q 婚姻前に付与された株式報酬は、財産分与の対象になりますか	84
第4 RS などの株式報酬が婚姻費用に与える影響	86
Q RS などの株式報酬は、婚姻費用の算定でどのように考慮されますか	86
コラム4 付与時ないし権利実現時に支給される金銭にも注意	88

第3章 特有財産が問題となる場合

第1 特有財産の基礎知識と誤解	91
① 特有財産の意義と認定の難しさ	91
Q 特有財産とは何ですか。また、特有財産と認められるための条件は どのようなものですか。	91
(1) 特有財産の一般論	91
(2) 認定の困難性	92
② 特有財産の立証責任	95

❑ 特有財産であることを証明できなかった場合は、どうなるのでしょうか	95
❑ 特有財産の立証に失敗した場合、必ず財産の50%を分与しなければいけないのでしょうか	96
❑ 特有財産の立証責任や財産分与の割合に関する裁判例の傾向は、変化していますか	97
第2 特有財産性を失う可能性があるケース	99
① 収支管理の論点	99
(1) 収入と支出の混同	99
❑ 婚前財産の口座と生活費用の口座を同じにすると、特有財産性は失われるのでしょうか	99
(2) 生活費の支出が及ぼす影響	101
❑ 結婚前の貯蓄から生活費を支出していた場合、財産分与に影響はありますか	101
② 会社株式の論点	103
(1) 婚姻前に設立した会社の株式	103
❑ 婚姻前に創業した会社の株式は、財産分与の対象になりますか	103
(2) M&A で売却した代金	105
❑ 結婚前に創業した会社を M&A で売却した場合、売却代金は財産分与の対象になりますか	105
(3) 婚姻後に設立した会社	106
❑ 婚姻後に設立した会社は、必ず財産分与の対象になりますか	106
③ 承継財産の論点	107
❑ 両親から承継した株式は、財産分与の対象になりますか	107
④ 不動産の論点	109
❑ 不動産が特有財産と共有財産の両方を用いて取得されている場合、財産分与はどのように行われますか	109
❑ 特有財産である不動産の維持管理に貢献した場合、財産分与はどうなりますか	110

第4章 法人や子ども等の第三者の財産が問題となる場合

第1 法人名義の資産	115
① 原則的な扱い	115
Q 会社名義の財産は財産分与の対象になりますか	115
② 法人名義の財産が対象になる場合	116
Q 法人資産が例外的に財産分与の対象になるのはどのようなとき ですか	116
③ 対象が株式か、会社名義の財産かによる違い	119
Q 株式を財産分与の対象とする場合と、会社資産そのものを対象と する場合で、財産分与額に違いはありますか	119
第2 子ども名義の資産	123
Q 子ども名義の預貯金は財産分与の対象になりますか	123
コラム5 資産管理会社の意義と財産分与	125
コラム6 離婚条件を法人から履行させる場合の問題	128

第5章 財産の評価が問題となる場合

第1 不動産の評価が問題となる場合	134
① 不動産の評価一般論	134
(1) 評価方法の種類	134
Q 不動産の評価方法にはどのような種類があり、それぞれ どのような特徴がありますか	134
(2) 公示地価や課税評価額の算定方法	135
Q 不動産の公示地価や課税評価額の算定方法と、それぞれの メリット・デメリットはありますか	135
(3) 時価評価の方法	137
Q 不動産の時価評価の方法にはどのようなものがありますか。 不動産鑑定や仲介業者の査定は活用できますか	137
(4) 不動産投資手法ごとの評価方法の傾向	139

□ 不動産投資の手法によって、財産分与の評価は変わりますか	139
② 離婚裁判実務の運用	141
(1) 離婚裁判実務での評価方法の傾向	141
□ 離婚裁判において、不動産の評価はどのように決まるので しょうか	141
(2) 借地権や底地の評価	143
□ 借地権や底地は、財産分与の際にどのように評価されますか	143
コラム7 リゾートクラブ会員権の評価	146
第2 非上場の株式の評価が問題となる場合	147
① 非上場株式の評価一般論	147
(1) 非上場株式の評価方法	147
□ 非上場株式の評価方法にはどのようなものがありますか	147
(2) 時価評価の方法	148
□ 非上場株式の時価評価にはどのような方法がありますか	148
□ 非流動性ディスカウント、コントロール・プレミアム、 マイノリティ・ディスカウントとは何ですか	151
(3) 課税評価額の算定方法	153
□ 課税評価額の算定方法にはどのようなものがありますか	153
② 離婚裁判実務の運用	154
(1) 当事者間の合意	154
□ 離婚裁判において、非上場株式の評価はどのように決まりますか	154
(2) 裁判所による認定は純資産価額が多い	155
□ 当事者間で株価の合意ができない場合、裁判所はどのように 判断しますか	155
(3) 様々な評価方法の影響等	156
□ 純資産価額をベースにした考え方以外の評価方法が採用される ことはないのでしょうか。考慮されることはあるのでしょうか	156
(4) 株価鑑定	157
□ 離婚裁判実務で株価鑑定が行われることはありますか	157
(5) 非上場株式の評価基準日	158

Q 非上場株式の評価において、基準日はどのように決まりますか	158
第3 非動産・債権の評価が問題となる場合	160
1 貸付金等の債権の評価	160
Q 財産分与の対象となる債権は、額面どおりに評価されるの でしょうか	160
2 動産類の評価	162
(1) 貴金属、インゴット等の現物資産の評価	162
Q 財産分与の対象財産にインゴット（金地金）や金預金 （純金積立）などの現物資産が含まれる場合、どのように 評価されるのでしょうか	162
(2) 古美術品・装飾品の評価	163
Q 古美術品や、宝石・ブランド品等の装飾品はどのように 評価されるのでしょうか	163
(3) 自動車の評価	164
Q 自動車はどのように評価されますか	164
(4) 航空機の評価	165
Q 航空機はどのように評価されますか	165

第6章 2分の1ルールとその修正

第1 財産分与の割合の原則「2分の1ルール」	171
Q 財産分与の割合はどのように決まりますか	171
第2 割合の修正が論点となるケース	174
1 2分の1ルールの修正について	174
Q 財産分与の割合は、どのような場合に修正されますか	174
2 「事業の成功」と「特別な資格や能力」について	176
Q 財産分与の割合は、配偶者が有している特別な資格や能力によって 修正されることがありますか	176
3 「家事従事者」であることに関係する割合修正について	177
(1) 会社経営へ関与していない事情	177
Q 配偶者が専業主婦（夫）で会社経営に関与していない場合、	

財産分与の割合は低くなりますか	177
(2) 家事・育児をしない事情	178
Q 配偶者が働かず、家事や育児もほとんどしない場合、 財産分与の割合は低くなりますか	178
(3) 浪費家である事情	180
Q 浪費家の場合、財産分与の割合に影響はありますか	180
(4) 高額教育費の負担の事情	181
Q 高額な教育費を全額負担していますが、財産分与の割合に 影響しますか	181
4 「特有財産性の喪失」について	182
(1) 特有財産を生活費のために支出した場合	182
Q 婚姻前の財産を生活費に充てた場合、財産分与の割合に 影響しますか	182
(2) 特有財産の立証ができなかった場合	183
Q 婚姻時の口座残高と現在の残高に変化はないのですが、 それでも財産分与の対象となりますか	183
5 「個々の財産ごと」に財産分与の割合が判断されるケース	186
Q 財産分与の割合は、すべての財産を合算して決めるのですか。 それとも財産ごとに異なる割合が適用されることもありますか	186
6 偶然の事情について	187
Q 偶然の事情で財産が増えた場合、財産分与の割合に影響しますか	187
7 別居期間について	189
Q 婚姻中に長期の別居期間がある場合、財産分与の割合に 影響しますか	189
コラム8 家事はお手伝いさん任せでも、財産分与の割合は50%?	190
コラム9 不貞した配偶者にも、50%の財産分与が必要?	192

第7章 財産分与のための資金準備や現物分与が問題となる場合

第1 不動産の分与方法	197
Q 不動産の財産分与を行うにあたって注意すべきことはどのようなことですか	197
第2 株式の分与方法	200
Q 株式の財産分与の履行はどのようにして問題になりやすいのでしょうか	200
Q 非公開会社の株式の処分は容易ではありません。それでも現金を用意するにはどうすればよいですか	201
Q 株式をそのまま分与することはありますか	202
Q 現物分与される場合の考慮要素について教えてください	203
Q 株式の現物分与の問題に備えるにはどのようなことを検討するべきでしょうか	205
コラム10 他に株主が出現することの負担（少数株主リスク）	207

第8章 財産隠しが疑われる場合と財産調査をめぐる課題

第1 財産調査のポイント	215
Q 富裕層の離婚における財産調査で特に注意すべき点がありますか	215
Q 財産調査のタイミングが離婚協議開始後だと問題がありますか	216
Q どのような情報や資料を準備すればよいですか	217
Q 確定申告書や財産債務調書・国外財産調書はどのようにして重要なのですか	219
Q 確定申告書や課税証明書などの税務書類について税務署や自治体等に照会をかけることはできますか	222
第2 財産資料収集の手段と活用	225
Q 財産資料の収集はどのように行えばよいですか	225
1 自宅内の資料収集	226
Q 自宅内の財産資料の収集のポイントを教えてください	226
2 公開情報の収集	227

Q 誰でもアクセスできる情報の中で、重要なものにはどのようなものがありますか	227
3 弁護士会照会	229
Q 弁護士会照会とはどのような手続ですか。どのような場合に有効ですか	229
4 調査嘱託・文書送付嘱託	230
Q 調査嘱託・文書送付嘱託はどのようなものですか。弁護士会照会との違いはどのようなものですか	230
5 文書提出命令	232
Q 文書提出命令とはどのようなものですか。どのような場合に利用されますか	232
6 情報開示命令	233
Q 情報開示命令とはどのような制度ですか	233
7 財産調査目的の仮差押え	234
第3 特殊な資産の調査方法	235
1 暗号資産の調査	235
Q 暗号資産はどのように調査すればよいですか	235
2 貴金属や古美術品のような高価な動産の調査	236
Q 貴金属や古美術品のような高価な動産はどのように調査しますか	236
第4 株主としての会社の財務調査等	238
Q 配偶者が経営している会社の株式を保有していますが、株主としてどのような調査ができますか	238
1 計算書類・事業報告書	238
2 会計帳簿	239
3 株主名簿	242
4 新株予約権原簿	244
5 株主総会議事録	245
6 取締役会議事録	247
7 定 款	249

8	組織再編契約の内容等	250
9	調査の実行	250
第5	隠匿を暴くことができなかった場合	251
Q	財産を隠匿したり、資料開示に非協力的だと、財産分与に 影響しますか	251
第6	離婚後に隠匿が発覚した場合	255
1	財産分与のやり直し（合意解除）	255
Q	離婚後になって財産の隠匿が発覚した場合どのように 扱われますか	255
2	錯誤・詐欺に基づく取消	256
Q	財産分与のやり直しについて合意が取れない場合には、 何か主張ができますか	256
3	除斥期間との関係	257
Q	財産分与に関する裁判の申立ては離婚後5年（法改正前は2年） 以内と聞きました。既に期間が経過していますが、それでも やり直すことができますか	257
4	損害賠償請求	259
Q	財産分与自体のやり直しが難しい場合、他に取れる手立ては ありますか	259

第9章 婚姻費用が問題となる場合と、円満な離婚

第1	婚姻費用が離婚問題に及ぼす影響	263
Q	自分の不倫が原因で別居中です。配偶者から婚姻費用を請求された 場合、支払期間はどのくらいになりますか	263
Q	婚姻関係を継続することのリスクはありますか	264
Q	婚姻費用が問題となっていますが、穏便に離婚するには、 どのようにすればよいでしょうか	265
コラム11	「何を積まれても、絶対離婚しない」というケース	267
第2	算出方法～実際の生活費の考慮～	269
Q	高額所得者の場合でも、婚姻費用の算定に標準算定方式は	

使われますか	269
❑ エステ、旅行、ブランド品購入など、高額な贅沢費も婚姻費用に含まれますか	272
❑ 別居中の配偶者が住んでいる自宅は、私の名義で私が住宅ローンを支払っています。婚姻費用からローン全額を控除してもよいでしょうか	273
❑ 別居中の配偶者が住んでいる賃貸住宅の賃料は私が支払っていますが、婚姻費用から賃料を控除してもよいでしょうか	275
第3 正しい所得の認定と所得隠しの問題	276
1 総収入の認定方法	277
❑ 婚姻費用の算定にあたって収入はどのような資料で認定しますか	277
❑ 確定申告書のどの金額を収入額と見ればよいでしょうか	278
❑ 給与所得と事業所得が両方ある場合、婚姻費用はどのように計算されますか	279
2 特殊な収入の認定方法	281
(1) 給与・事業以外の所得（賃料・利子・配当・譲渡・年金・雑所得）	281
❑ 給与所得や事業所得以外の所得についても、婚姻費用算定における総収入の額に含まれますか	281
(2) ストック・オプション、RSUなどの株式報酬	282
❑ 配偶者（義務者）は現金での給与のほか、ストック・オプションやRSUを受領していますが、これらも収入として認定されますか	282
(3) 特有財産からの収入	284
❑ 特有財産からの収入は、婚姻費用の算定に含まれますか	284
3 高額な経費と私費・架空経費	286
❑ 配偶者（義務者）が多額の経費を計上しているようであり、実態よりも低い所得額で申告されています。こうした事情は婚姻費用に影響しますか	286
4 減価償却費	290
❑ 確定申告書に計上されている減価償却費は、婚姻費用の算定で	

どのように扱われますか	290
5 収入の意図的な切り下げ	291
Q 会社を営営する配偶者（義務者）が、意図的に自身の給与を減らした場合、どうなりますか	291
Q 「意図的な収入の切り下げ」の主張が認められない場合はどうなるのでしょうか	294
第4 他の扶養家族の関係	296
Q 他の家族のための生活費負担は、婚姻費用の計算に影響しますか	296
第5 配偶者の財産持ち出し	299
Q 生活費に不安があるため、別居にあたって配偶者（義務者）の財産を持ち出すことはできますか	299
Q どのようなときに、夫婦共有財産の持ち出しが違法になるのですか	300
Q 配偶者（権利者）が多くの財産を持ち出して別居した上に、婚姻費用の支払いまで求めてきています。持ち出した財産から生活費を支払えと主張することはできますか	301
第6 事件終了までの生活費（婚姻費用の仮払い）	304
Q 別居した配偶者から過大な婚姻費用の請求を受けています。婚姻費用は後で清算することにして、最終決定まで支払わなくてもよいでしょうか	304
Q 婚姻費用はいつから支払う義務がありますか	305
Q 最終決定までの間の仮払いとして、いくら婚姻費用を、どのように支払うべきでしょうか	306
Q 最終的に裁判所で決定された婚姻費用と仮払いしてきた金額とに過不足があった場合、清算されますか	307
第7 婚姻費用の変更（増額・減額）	309
Q 一度合意や審判で決まった婚姻費用の額は変更できますか	309
コラム12 婚姻費用のリアル—話し合いで決着せず裁判に至るケース	311

第10章 高額な教育費が問題となる場合

第1 高額な教育費の判断基準	317
1 一般的な判断基準	317
Q 高額な教育費の負担は、どのような基準で判断されますか	317
2 具体例	318
(1) 保育所・幼稚園	318
Q 保育所や幼稚園の費用の負担を義務者に求めることは できますか	318
(2) 私立学校	319
Q 私立学校の進学費用の負担を義務者に求めることはできますか	319
(3) 塾・家庭教師・習い事	320
Q 塾や習い事などの費用の負担を義務者に求めることは できますか	320
(4) 大学・専門学校	321
Q 大学や専門学校への進学費用の負担を義務者に求めることは できますか	321
(5) 海外留学費用	322
Q 海外留学の費用の負担を義務者に求めることはできますか	322
第2 高額な教育費を確保する方法	324
1 幼い子どもの将来の教育費	324
Q 子どもの進路が未定の場合、将来の教育費の負担をあらかじめ 決めておくことはできますか	324
2 離婚前の確保	326
Q 高額な教育費を離婚前に確保する方法はありますか	326
コラム13 教育資金贈与信託について（※令和8年3月31日までの 特例制度）	328

第11章 国際離婚と国外財産（米国の財産）が問題となる場合

第1 裁判所や適用される法律の選択の可能性の検討	331
Q 国際離婚における裁判地と準拠法決定の基礎知識を教えてください	331
Q 国際離婚の裁判地を選ぶ上で考慮すべき要素はありますか	333
Q 外国籍の配偶者と日本で協議離婚する場合、何か問題がありますか	334
第2 各国の離婚制度：日本と主要国の特徴比較	336
1 離婚原因	336
Q 離婚が認められる条件は各国でどのような違いがありますか	336
2 財産分与	337
Q 各国の財産分与制度にはどのような違いがありますか	337
3 離婚後扶養	339
Q 各国の離婚後扶養制度にはどのような違いがありますか	339
4 親権	340
Q 各国の離婚後の親権制度にはどのような違いがありますか	340
第3 国外財産（米国を中心に）	342
1 米国における財産共有形態と離婚時の課題	343
(1) 共有形態が及ぼす離婚への影響	343
Q 米国における財産共有形態は、日本で離婚する際にどのような影響を及ぼしますか	343
(2) ジョイント口座	344
Q ジョイント口座とは何ですか。離婚の際にどのように扱われますか	344
(3) ジョイント・テナンシー（共有財産権）	345
Q ジョイント・テナンシーとは何ですか。離婚の際にどのように扱われますか	345
2 信託をめぐる問題：プロベート回避のための信託と離婚時の論点	346
Q プロベート回避のための信託は、離婚時にどのような影響が	

ありますか	346
③ 米国で特徴的な財産	347
(1) 401 (k) (確定拠出年金)・IRA (個人退職勘定)	348
Q 米国の401 (k) やIRA は、離婚時にどのように扱われますか	348
(2) 529プラン (高等教育資金積立制度)	349
Q 米国の「529プラン」は、離婚時にどのように扱われますか	349
(3) 株式報酬、ストック・オプション	351
④ 国外資産の特定と評価について	351
Q 国外資産の特定と評価はどのように行いますか	351

第12章 税務の扱いが問題となる場合

第1 金銭を渡す場合に生じる課税	357
Q 財産分与や養育費、慰謝料として手持ちの金銭を交付するとき、 誰がどのような場合に課税されますか	357
第2 不動産を渡す際に生じる課税	360
Q 不動産や株式などの金銭以外の財産を、現物で財産分与する場合、 どのような課税が発生しますか	360
Q 不動産を現物分与する際に発生する譲渡所得税について 教えてください	361
Q 不動産の現物分与を受ける場合、受け取る側にはどのような税金が かかりますか	363
Q 現物分与を受けた不動産を第三者に売却する際の注意点を 教えてください	366
第3 株式等を渡す際に生じる課税	369
Q 株式等の有価証券を現物分与する際に発生する譲渡所得税について 教えてください	369
Q ゴルフ会員権、書画骨董、貴金属、宝石などを現物分与する際に 発生する譲渡所得税について教えてください	370
コラム14 相場よりも多くの財産を与えるケース	371

第4編 職業別に見る富裕層世帯の離婚と特徴

第1章 医師の離婚

コラム15 医師世帯の財産分与の特徴	378
第1 医療法人を経営している場合の論点	381
① 医療法人の「持分」をめぐる問題	381
(1) 医療法人の種類と持分の重要性	381
Q 医療法人の出資持分とは何か、また、その法的性質について教えてください	381
Q 医療法人の出資持分は、財産分与においてどのように扱われるのでしょうか	382
(2) 医療法人持分の評価実務	385
Q 医療法人の出資持分の評価は、どのように行われるのでしょうか	385
② 持分なし医療法人の論点	390
(1) 持分ありから持分なしへの移行	390
Q 持分あり医療法人を、持分なし医療法人に移行した場合、財産分与はどうなるのでしょうか	390
(2) 持分なし医療法人と財産分与	392
Q 持分なし医療法人の場合、財産分与はどのように考えられるのでしょうか	392
コラム16 MS 法人の財産分与問題	395
第2 個人開業医形態の場合の特有の論点	396
① 複雑な婚姻費用の問題	396
Q クリニックの経理上、私費の計上や過大な経費計上が行われていますが、婚姻費用算定における「収入」はどのように考えればよいのでしょうか	396
Q 離婚が問題になって以降、年収が目に見えて減少しており、収入操作が疑われる状況です。それでも、婚姻費用請求において参照される年収は、減少後の直近の年収になってしまいますか	398

□ 「概算経費」で申告している個人開業医の収入額は、婚姻費用算定 においてどのように認定されますか	399
② 複雑な財産分与の問題	399
□ 個人開業医の財産分与では、どのような点が問題と なるのでしょうか	399
□ 個人開業医の財産分与で、クリニックの資産が対象外となる場合は ありますか	401
□ 個人開業医の財産分与では、事業用の借入債務はどのように 扱われるのでしょうか	402
□ 個人開業医の場合、婚姻前の財産は財産分与の対象外と なるのでしょうか	403
コラム17 獣医師の財産分与問題	404
コラム18 リース資産の財産分与問題	405
第3 配偶者が役員である場合や持分を持つ場合の論点	407
① 配偶者が役員の場合に経営に与える影響	407
□ 医師でない配偶者が医療法人の理事やMS法人の取締役になって いますが、離婚実務上、これにはどのような論点がありますか	407
(1) 解任	407
(2) 任期満了	410
(3) 役員退職金	411
(4) 理事や役員に就任させている場合のトラブルの備え	413
② 配偶者が持分や株式を保有している場合の影響	413
□ 配偶者が医療法人の持分やMS法人の株式を保有している場合、 どのような問題が生じますか	413
□ 配偶者が医療法人の社員である場合、金銭面以外でどのような 影響がありますか	414
□ 配偶者がMS法人の株式を保有している場合、金銭面以外で どのような影響がありますか	415
□ 配偶者が有している株式を強制的に取り上げる方法は ないでしょうか	416
③ 配偶者が従業員の場合の影響	417
□ 配偶者がクリニックの従業員である場合、退職させることは 容易でしょうか	417

コラム19 子どもを後継者とする場合の調整	419
-----------------------	-----

第2章 上場企業経営者の離婚

第1 株式流動性と市場価格	423
Q 上場会社株式を保有している場合、財産分与ではどのような点が考慮されますか	423
第2 ステークホルダーとの関係	425
Q 上場会社経営者の場合、ステークホルダーとの関係は財産分与によってどのように影響を受けますか	425
第3 ガバナンス対策の影響	427
Q 株式を資産管理会社や信託等で管理している場合、財産分与はどうなりますか	427
第4 公開買付規制・インサイダー取引規制	429
Q 上場会社株式の財産分与で、公開買付規制やインサイダー取引規制はどのように影響しますか	429
第5 情報公開の仕組み	432
Q 上場会社における情報公開の仕組みは、財産分与にどのように関係しますか	432
コラム20 双方が経営者である場合に生じる問題	438

第3章 スタートアップ企業経営者の離婚

第1 事業存続やエグジットへの影響	443
① 資金調達への影響	443
Q 創業者の離婚は資金調達にどのような影響を与えますか	443
② IPO や M&A への影響	444
Q IPO や M&A によるエグジットにはどのような影響がありますか	444
③ 従業員への影響	445
Q 創業者の離婚が従業員に影響を及ぼすことはありますか	445
第2 スタートアップ企業の価値評価	446

① 資金調達との関係	446
Q 資金調達時のバリュエーションは、離婚時においても、株式の評価にそのまま適用できるのでしょうか	446
② 優先株と普通株の違い	447
Q スタートアップ企業の株式評価で、優先株と普通株の違いはどのように考慮されますか	447
③ 潜在株式の扱い	449
Q スタートアップ企業の株式評価で、潜在株式はどのように扱われますか	449
④ 倒産リスクの考慮	450
Q 株式評価で、倒産リスクはどのように考慮されますか	450
⑤ 将来の価値上昇・別居後の価値上昇	451
Q スタートアップ企業の株式評価で、将来に見込まれる価値の上昇はどのように扱われますか	451
Q 別居後にスタートアップ企業の価値が上昇した場合、財産分与はどうなりますか	452
第3 他の株主との関係と、株主間契約等	454
① 株式譲渡の制限	454
Q スタートアップ企業の株式の譲渡は、どのように制限されるものですか	454
Q スタートアップ業界で、離婚と経営の問題に備えるために実践されている取組みはありますか	455
Q 財産分与の履行はどのようにすることになるのでしょうか	455
② 配偶者が創業者、出資者である場合	456
Q 配偶者が株主である場合、財産分与はどうなりますか	456

第4章 エンジェル投資家の離婚

第1 エンジェル投資とは	460
Q エンジェル投資とはどのようなものですか	460
第2 エンジェル投資の手法とは	462

Q エンジェル投資にはどのような方法がありますか	462
第3 エンジェル投資家の財産分与の特徴とは	466
Q エンジェル投資家の財産分与のポイントはどのようなものですか	466

第5章 後継者・事業承継準備中のオーナーの特徴

第1 相続対策のために収入が高額な場合	470
Q 高額な役員報酬を受けている場合、婚姻費用の算定はどうなりますか。 特に、高額になっている理由が、相続対策を目的とするものである 場合の扱いはどうなりますか	470
第2 事業・資産承継と財産分与	472
① 承継方法と特有財産	472
Q 事業承継における株式の移転方法は、どのようなものが ありますか	472
Q 親から承継した財産は、財産分与の対象となるか争われるので しょうか	473
Q 相続税や贈与税の納税資金の出所は、財産分与に影響しますか	474
② 課税負担軽減の取組みと財産分与への影響	474
(1) 役員退職金について	475
Q 生前贈与対策の一環として支給する役員退職金は、財産分与で どのように扱われますか	475
(2) 持株会について	478
Q 相続対策として持株会に株式を譲渡した場合、財産分与には どう影響しますか	478
③ 有償による承継の論点	479
(1) 取得原資の問題	479
Q 有償で承継した財産は、財産分与の対象となるのでしょうか	479
Q 高額な役員報酬を受領していますが、この役員報酬は特に 稼働なく親の法人から受け取ったものです。このような 贈与に類する事情は財産分与で考慮されますか	480
(2) 代金が廉価である場合	481

❑ 親から廉価で株式を譲り受けた場合、財産分与はどうなりますか	— 481
④ 持株会社に関する論点	— 482
❑ 持株会社の株式は、財産分与でどのように扱われますか	— 482
⑤ 承継後の支配権確保の仕組みに関する論点	— 484
(1) 支配権確保の方法	— 484
❑ 株式を後継者に移転している場合は、支配権も後継者に 移転しますか	— 484
(2) 種類株式について	— 485
❑ 事業承継後の支配権確保のために種類株式の発行を検討して います。財産分与には影響がありますか	— 485
(3) 属人的株式について	— 487
❑ 属人的株式とは何ですか。また、財産分与にはどのように 影響しますか	— 487
(4) 信託について	— 488
❑ 事業承継で信託を活用した場合、財産分与はどうなりますか	— 488
⑥ 承継した株式の評価額	— 490
❑ 親から承継した株式は、財産分与でどのように評価されるの でしょうか	— 490
❑ 親族の援助によって会社の価値が向上した場合、財産分与では 考慮されますか	— 491
コラム21 フィランソロピー・寄附と財産分与	— 493
第3 他の親族からの影響	— 495
① ファミリーガバナンスの影響	— 495
❑ ファミリーガバナンスは、後継者の離婚にどのような影響を 与えますか	— 495
② 他の親族からの影響・干渉	— 496
❑ 創業者である父が圧倒的な権力を握っています。私の離婚において、 父からの影響や干渉はありますか	— 496
コラム22 ノウハウや人脈の承継と財産分与	— 497

第6章 M&A に成功した方の離婚

第1	M&A の手続と財産分与の論点	501
①	M&A の流れと財産分与のポイント	501
◎	M&A 手続の中で、財産分与に関係する重要ポイントは どのようなものですか	501
②	アーンアウト条項	503
◎	アーンアウト条項は、財産分与にどう影響しますか	503
③	分割払い条項	505
◎	M&A の対価が分割払いとされている場合、財産分与に どう影響しますか	505
④	エスクロー条項	506
◎	M&A におけるエスクロー条項は、財産分与にどう影響しますか	506
第2	M&A 後に付与されるストック・オプション等の 財産分与	508
◎	M&A 後に付与されたストック・オプションは、財産分与の対象に なりますか	508
第3	M&A が生じさせる特有財産や婚姻費用の論点	510
◎	M&A 後の財産分与では、特有財産の立証は難しくなる のでしょうか	510
◎	M&A 後の生活水準の変化は、婚姻費用にどう影響しますか	511
コラム23	高価なプレゼントは財産分与の対象になるのか	512

第7章 外資系企業勤務者の離婚

第1	エクイティの問題	517
◎	非上場の外資系企業における、エクイティ報酬の特徴は何ですか	517
◎	非上場の外資系企業のエクイティ報酬を財産分与の対象とする場合、 どのような情報収集が必要ですか	518
◎	社内規程や契約内容と、実際の運用が一致しないことはありますか	519
第2	ボーナス・株式報酬と婚姻費用の問題	520

㊦ 外資系企業特有のボーナスや株式報酬は、婚姻費用算定に どのように影響しますか	520
㊦ 外資系企業勤務の場合、収入の変動が大きいこともあります。 収入変動は、婚姻費用や財産分与ではどのように考慮されますか	521
㊦ 退職によって、基準日に存在した RS が消滅した場合、 その RS は財産分与の対象にならないのでしょうか	522
第3 単身赴任の問題	524
㊦ 単身赴任中に夫婦関係が悪化した場合、財産分与の基準日は いつになりますか	524

第8章 ファンド投資家 (LP)、ファンド運営者 (GP) の離婚

コラム24 ファンドの組成から清算に至るまでの流れ	528
第1 ファンド投資家 (LP) の離婚	530
㊦ ファンド投資家が離婚する場合、財産分与で特に重要な点は	530
① 持分の評価と換価性	531
㊦ ファンド持分は処分が禁止されているようですが、それでも 財産分与の対象となりますか。また、処分できない事情は 評価に影響しますか	531
㊦ ファンドの存続期間が長期で、今後得られる利益が確定しない場合、 財産分与はどうなりますか	533
② 利益分配等	535
(1) 追加出資手数料収入	535
㊦ 新規投資家の参加によって発生した手数料収入は、財産分与の 対象になりますか	535
(2) LP クローバック	536
㊦ LP クローバックが発生した場合、財産分与はどうなりますか	536
(3) パススルー課税	538
㊦ ファンドはパススルー課税と聞きましたが、財産分与との関係で 留意すべき点を教えてください	538

第2 ファンド運営者（GP）の離婚	540
① 持分の評価と換価性	540
Q ファンド運営者の持分は、財産分与でどのように扱われますか	540
② GPの報酬、利益の扱い	541
Q ファンド運営者の報酬にはどのような種類があり、どのように決定されますか	541
Q ファンド運営者が受領した管理報酬で、別居後にクローバックが発生した場合、財産分与はどうなりますか	546
Q 成功報酬の計算対象期間中に別居した場合、財産分与にはどのような影響がありますか	548
Q 投資先からの報酬受領によって、別居前に組合財産から受領した管理報酬の減額調整が行われましたが、財産分与にはどのような影響がありますか	549

第9章 不動産オーナーの離婚

第1 不動産の管理方法の問題	554
Q 婚前に取得した不動産やその賃料収入は、財産分与の対象になりますか	554
Q 会社名義で不動産を保有している場合、その不動産そのものが財産分与の対象になることはありますか	555
Q 不動産を保有する会社の株式は、財産分与でどのように評価されますか	556
第2 代々受け継ぐ不動産の扱い	557
Q 婚姻期間中に相続した不動産は、財産分与の対象になりますか	557
Q 子どもが株主となっている会社に不動産を所有させている場合、その不動産や会社は財産分与の対象になりますか	558
第3 ローンとの関係	560
Q 婚前に購入した不動産のローン返済を特有財産から行っている場合、その不動産は特有財産になりますか	560
Q 不動産を現物分与する場合、ローンの残債はどうなりますか	561

第10章 有名人・芸能人の離婚

第1 芸能人・有名人の収入と資産の特徴	564
① 特徴的な収入源等	564
Q 芸能人・有名人の収入で特に注意すべき点はどのようなものですか	564
Q 芸能人が個人会社を経営している場合、婚姻費用の算定で 注意すべき点はどのようなものですか	565
② 特徴的な資産	565
Q 芸能人・有名人の離婚では、SNS アカウントや 動画配信アカウントはどのように扱われますか	565
第2 高額な慰謝料とその算出方法	568
Q 芸能人・有名人の離婚における慰謝料には、どのような特徴が ありますか	568
第3 本人・家族・子どものプライバシー・名誉の保護	570
Q 有名人・芸能人の離婚において、プライバシーや名誉を守るには どうすればよいですか	570

第11章 デイトレーダーの離婚

第1 変動する時価の問題	574
Q デイトレーダーの離婚では、別居時に保有していた有価証券は どのように評価されますか	574
Q デイトレーダーの離婚で、別居後に有価証券の価値が下落した場合、 財産分与はどうなりますか	578
Q 長期間の別居後、有価証券の価値が上昇した場合、そうした価値上昇 分も取り込んだ上で、財産分与の割合は50%になるのでしょうか	579
第2 特有財産性の立証の問題	582
Q 運用資金が婚前のものであっても、財産分与の対象になるのでしょうか	582
第3 変動する収入の問題	583
Q デイトレーダーの婚姻費用は、どのように算定されますか	583

第5編 富裕層が活用すべき離婚対策 不安への備え

第1章 離婚の不安と最初のステップ

第1 経営者の不安	588
コラム25 数的不利と離婚問題の複雑化	589
第2 家事従事者の不安	591
コラム26 特に家事従事者（専業主婦・主夫）が準備すべきこと	592

第2章 具体的な離婚リスク対策

第1 リスク対策の進め方とフェアネスの精神	598
① 離婚リスク対策の進め方	598
② 家庭の状況をよく考えることの重要性	598
第2 特有財産性の保全	600
第3 名義管理の工夫	603
① 後継者への移転（資産承継の実施）	604
② 相続時精算課税制度の活用	605
(1) 相続時精算課税制度の特徴	605
(2) 相続時精算課税制度活用時のシミュレーション	606
③ ファミリーオフィスの活用	608
第4 婚後契約の活用	609
① 法定財産制と不可変更性原則について	609
② 婚姻後に財産分与のルールを取り決めることは可能か	610
③ 小 括	611
第5 ファミリーガバナンスの導入	612
① ファミリー憲章の導入	612
② 信託やファミリーオフィスの設立	613

③	ファミリーガバナンス契約の締結	614
④	ファミリー会議の活用	614
コラム27	法教育の重要性	615
第6	現物分与への備え	616
①	信託や種類株式の活用	616
②	配当を支給する仕組み	617
③	売却についての仕組み	618
第7	子どもの財産の保護	620
①	生前贈与時の財産管理者の指定	620
②	信託の活用	621
第8	婚前契約の活用	622
①	婚前契約の作成と締結	622
②	どのようなリスクに備えることができるか	626
コラム28	婚前契約の効果	629
第9	パートナーシップ契約の活用	631
①	婚姻届を出さなければ自由か	631
②	法律婚かパートナーシップ関係かの選択の考慮要素	633
③	パートナーシップ契約の締結	636
④	パートナーシップ関係では、財産分与はどのように規律されるのか	637
	(1) 共同生活の実態 637 (2) 持分権の認定 638	
コラム29	前妻との子どもへの遺産と遺留分の問題	639
コラム30	離婚の回避と、関係の再構築	640

凡 例

■法令等の略称

憲法	日本国憲法
金商法	金融商品取引法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
通則法	法の適用に関する通則法
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
租税法	租税特別措置法

■判例集等の略称

民録	大審院民事判決録
民集	最高裁判所民事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
下民集	下級裁判所民事裁判例集
家月	家庭裁判所月報
家判	家庭の法と裁判
行集	行政事件裁判例集
金判	金融・商事判例
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

■判決等の略称

最（大）	最高裁判所（大法廷）	大	大審院
高	高等裁判所	地	地方裁判所
家	家庭裁判所	支	支部
判	判決	決	決定
審	審判		

（例）広島高等裁判所岡山支部判決………広島高岡山支判

■主要文献の略称（五十音順）

秋武＝岡	秋武憲一、岡健太郎編著『離婚調停・離婚訴訟〔四訂版〕（リーガル・プログレッシブ・シリーズ第7巻）』（青林書院、2023年）
LNF	外国人ローヤリングネットワーク編『実践 Q&A 142問 涉外家事事件の実務 LNF メーリングリストから』（日本加除出版、2024年）
大森	大森啓子「分与対象財産と分与割合に関する考察—裁判例を通して」道垣内弘人ほか編『家事法の理論・実務・判例 4』（勁草書房、2020年）
岡	岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号4頁（2006年）
会社法コンメ(1)	江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1 総則・設立(1)』（商事法務、2008年）
会社法コンメ(10)	江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール10 計算等(1)』（商事法務、2011年）
片岡①	片岡顕一「離婚訴訟の審理モデル感」ケース研究351号37頁（2024年）
片岡②	片岡顕一「離婚訴訟の審理の実情と留意点」ケース研究352号39頁（2025年）
研究会提案	東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案—」判例タイムズ1111号（2003年）
実証的研究	司法研修所編『養育費・婚姻費用の算定に関する実証的研究』（法曹会、2019年）
実情	小河原寧編著『人事訴訟の審理の実情〔第2版〕』（判例タイムズ社、2023年）
涉外家事事件研究会	涉外家事事件研究会編『Q&A 涉外家事事件の実務と書式』（民事法研究会、2020年）
新算定表マニュアル	日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編著『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル～具体事例と活用方法～』（日本加除出版、2017年）
新注民	二宮周平編『新注釈民法(17) 親族(1)』（有斐閣、2017年）

審理モデル	東京家庭裁判所家事第6部「『東京家裁人事部における離婚訴訟の審理モデル』について」(2025年4月26日)
大門＝木納	大門匡、木納敏和「離婚訴訟における財産分与の審理・判断の在り方について(提言)」家庭の法と裁判10号6頁(2017年)
逐条解説	金子修編著「逐条解説 家事事件手続法〔第2版〕」(商事法務、2022年)
東京家事事件研究会	東京家事事件研究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務～家事事件手続法の趣旨を踏まえて～」(法曹会、2015年)
沼田	沼田幸雄「財産分与の対象と基準」野田愛子ほか編「新家族法実務大系第1巻 親族 [I] 一婚姻・離婚一」(新日本法規出版、2008年)
野村総研 富裕層調査	株式会社野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層・超富裕層は合計約165万世帯、その純金融資産の総額は約469兆円と推計」(2025年2月13日)(https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/20250213_1.html)
蓮井	蓮井俊治「財産分与に関する覚書」ケース研究329号104頁(2017年)
法務省委託研究	公益社団法人商事法務研究会「養育費の支払義務者が自営業者等である場合における養育費額の算定の在り方に関する調査研究報告書」(2022年3月)(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00298.html)
松井	松井芳明「人事訴訟事件における財産分与の審理について(審理の硬直化、長期化を避け、迅速かつ適正な解決を図るための方策)」道垣内弘人ほか編「家事法の理論・実務・判例4」(勁草書房、2020年)
松本	松本哲弘「〔改訂版〕離婚に伴う財産分与―裁判官の視点にみる分与の実務―」(新日本法規出版、2026年)
松本旧版	松本哲弘「離婚に伴う財産分与―裁判官の視点にみる分与の実務―」(新日本法規出版、2019年)
松本婚費	松本哲弘「〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定―裁判官の視点にみる算定の実務―」(新日本法規出版、2020年)
松本事例	松本哲弘「事例解説 離婚と財産分与―裁判実務における判断基準と考慮要素―」(青林書院、2024年)

松本即解	松本哲弘『即解330問 婚姻費用・養育費の算定実務』（新日本法規出版、2021年）
武藤＝野口	武藤裕一、野口英一郎『離婚事件における家庭裁判所の判断基準と弁護士との留意点』（新日本法規出版、2022年）
山本	山本拓「清算的財産分与に関する実務上の諸問題」家庭裁判月報62巻3号27頁（2010年）

■拙著の略称

富裕層の法務	岩崎隼人『富裕層の法務 ファミリー・資産・事業・経営者報酬の知識と実務』（日本法令、2022年）
株式報酬 Q&A	岩崎隼人『株式報酬をめぐるトラブルの予防・解決の実務 Q&A ストック・オプション リストリクテッド・ストック パフォーマンス・シェア』（日本法令、2024年）
ファミリーガバナンスガイドブック	辻・本郷税理士法人ファミリーオフィス事業部、辻・本郷ファミリーオフィス株式会社、岩崎隼人『資産家のためのファミリーガバナンスガイドブック ～相続・事業承継・資産運用・ファミリーオフィス～』（東峰書房、2025年）

本書の記述は、2026年9月1日現在の法令等に依る。

なお、本書に引用した URL はいずれも2026年9月1日最終閲覧である。

本書の内容は、筆者が信頼できると判断した情報をもとに慎重に作成しておりますが、内容に準拠して生じた結果に筆者は責任を負いかねます。実際の判断や行動に際しては、弁護士等の専門家にご相談ください。

第1編

富裕層の離婚の 特殊性を学ぶ

富裕層の離婚は、一般的な離婚とは異なる複雑な課題を伴います。

莫大な資産の分配、税務上の影響、事業への影響、さらには家族信託や相続計画との調整といった要素が絡み合うこともあり、慎重な検討が求められます。

本編では、第2編以降で解説するこうした富裕層特有の離婚問題を理解するために、まず把握しておくべき基本的な事項を確認します。

第 1 章

富裕層の離婚とは

第1

離婚とは

1 結 婚

男女の婚姻意思が合致して夫婦になることを、法律上は「婚姻」と呼びます。

一般的に「結婚」という場合、多くの場合は婚姻届を提出してする正式な婚姻（「法律婚」といいます）を指しますが、あえて婚姻届を出さずに事実上の夫婦となる場合もあります（「事実婚」や「内縁」といいます。コラム1、7頁参照）。

法律婚は、婚姻の意思をもって届出を行い、夫婦関係を成立させる法的手続です（民法739条～742条）。法律婚が成立すると、夫婦は同じ氏を名乗ることになり（民法750条）、同居し、互いに協力し扶助する義務を負い（民法752条）、貞操義務が課されます（民法770条1項1号）。さらに、配偶者には相続権が与えられます（民法890条）。

結婚をして夫婦関係を形成することにより、ファミリーは拡大します（法律上は、婚姻により配偶者とその一定の範囲の血族（姻族）との間に親族関係が発生するという形で表現されますが（民法725条）、本書では、こうした法律上の親族関係の有無にかかわらず、社会的に家族とみられる結合体を「ファミリー」と表現します）。

ファミリーになることで社会的・経済的な協力関係や精神的活動の本拠が形成され、人生が豊かになります。配偶者がファミリービジネスに対して有形無形の貢献をしてもらえる場合には、ビジネスの発展も期待できます。

2 離婚

一方で、夫婦関係も人と人の結合であるため、トラブルになることもあります。

その終着点の一つが「離婚」です。

離婚とは、法律婚の関係を解消する手続です。

離婚が成立すると、上記のような夫婦間の義務は消滅し、配偶者との法律上の親族関係や配偶者の血族との姻族関係も終了し(民法728条1項)、財産分与請求権が発生します(民法768条)。

離婚することを前提に結婚する人など、普通はいません。

しかし、実際には相当数の夫婦が離婚しています(厚労省「令和4年度「離婚に関する統計」の概況」においては、「およそ結婚した3組に1組が離婚している」と報告されています)。

そしてこれは、富裕層世帯にとっても例外ではありません。

3 人間関係やステークホルダーの視点

離婚は夫婦だけの問題ではありません。

単に夫婦の関係を終えるだけでなく、財産、子ども、生活環境なども変化します。

次頁の表の例のように、精神的な側面だけでなく、経済的・社会的な影響を伴い、特に富裕層世帯にとっては、資産管理や事業運営における課題も深刻なものとなります。

特に子どもにとっては大きな負担となる可能性があります。富裕層世帯の子どもは、私立学校や海外留学、習い事など、特定のライフスタイルのもとで成長していることが多いため、離婚による環境の変化が大きな影響を及ぼすことがあります。子どもが安心して生活できるよう、両親が協力しながらケアすることが不可欠です。

また、親族との関係にも変化が生じることがあります。

影響の種類	具体的な影響の例
家庭環境の変化	子どもとの関係性の再構築（親権、面会交流など） 生活拠点の分離（自宅の売却、別居など）
経済的影響	財産の分配による資産の目減り（あるいは増加） 生活費の増加（別居後の生活基盤の維持）
社会的影響	ビジネスやステークホルダーに与える影響 社会的信用やブランド価値の低下

特に、資産管理や事業承継に関与する親族がいる場合、離婚によって利害関係が対立し、親族間の対立へと発展することもあります。

さらに、富裕層の多くはビジネスオーナーですが、離婚はそのビジネスにも影響を及ぼします。離婚が会社の資本構成や経営の安定性に影響を与え、取引先や従業員の信頼を揺るがす可能性があります。時にはステークホルダーに直接的な経済的損失を与えてしまう事態も起こります。

また、離婚は、法律や経済の枠組みだけでは必ずしも解決できない、強い感情が伴う問題です。

法的紛争でありながらも、その一方で、夫婦の感情の在り方が交渉の行方を左右することも少なくありません。

離婚の合意が感情的な問題に深く関係している以上、当事者の感情を無視して交渉を進めることは困難であり、感情を理解しながらも冷静な解決策を模索することが必要になります。

こうした心理的な側面を理解し、適切に対処することが、円滑な解決への鍵となります。

弁護士などのサポーターは、当事者である夫婦の感情の問題や、夫婦個人の問題であるはずの離婚が様々な関係者に及ぼす影響を考慮しながら、離婚問題に取り組む必要があります。

コラム1 そもそも結婚しなければ問題は起こらないのか？

「そもそも結婚しなければ、こうした離婚問題をめぐるトラブルは生じないのか」といった相談を受けることがあります。そこで改めて、「結婚とは何か」を考えてみましょう。

この相談での「結婚」とは、婚姻届を提出して法律上の夫婦になることを指しています。本文中でも述べましたが、これを「法律婚」と呼びます。

一方で、婚姻届を出さないものの、男女の間に夫婦としての実態がある場合を「事実婚」や「内縁」と呼びます。事実婚や内縁も広い意味で結婚に含まれますし、法的にも婚姻に準ずる関係性であるとして財産分与や慰謝料といった離婚に伴う問題が発生する可能性があります。

要するに、「婚姻届さえ出さなければすべての問題が解決するか」というと、そう形式的に割り切れるものではないということです。

詳細は第5編第2章631頁を参照ください。

第2

富裕層とは

1 様々な「富裕層」の定義

本書は離婚の問題を扱いますが、特に富裕層にとっての課題にフォーカスしています。

そこで、そもそも「富裕層」とはどのような人々を指すのでしょうか。

富裕層の定義には様々ありますが、一般的には、金融ビジネスの文脈で、金融資産や所得、事業規模などを基準に分類されることが多いです。富裕層は、英語で、High-net-worth individuals (HNWI) とも表記されます（超富裕層は Ultra-HNWI とも表記されます）。

例えば、野村総合研究所では、日本の世帯を次頁の表のように資産額ごとに分類し、各階層の世帯数及び保有資産規模を推計しています（野村総研富裕層調査）。

この分類は、「純金融資産保有額」（預貯金、株式、債券、投資信託、一時払い生命保険や年金保険など、世帯として保有する金融資産の合計額から負債を差し引いた資産）に基づくものです。不動産や事業資産は含まれないため、実際の富裕層の資産状況とは必ずしも一致しないことに注意が必要です。また、稼ぐ力についても考慮しないものとなります。

一方で、日本経済新聞の取材班が2015年当時に国税庁OBを取材したところによると、国税庁が注視する富裕層かどうかの判断には、様々な基準が備えられており、例えば次のとおり、資産規模だけでなく所得

【各階層の世帯数及び保有資産規模】

資産階層	純金融資産額	世帯数	保有資産規模
超富裕層	5億円以上	11.8万世帯	135兆円
富裕層	1億円以上 5億円未満	153.5万世帯	334兆円
準富裕層	5,000万円以上 1億円未満	403.9万世帯	333兆円
アッパーマス層	3,000万円以上 5,000万円未満	576.5万世帯	282兆円
マス層	3,000万円未満	4,424.7万世帯	711兆円

の多寡によっても判断していると報じられています（「国税照準「富裕層2万人」10のマル秘選定基準 課税強化でにらみ合い」日本経済新聞（2015年9月3日）（<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO91289460T00C15A9EA1000/>）。

- 経常所得の合計金額が1億円以上
- 相続または遺贈による取得財産が5億円以上
- 有価証券の年間配当等の収入金額が4,000万円以上
- 貸金の貸付元本1億円以上
- 貸家などの不動産所得が1億円以上

また、世界の超富裕層を調査する Altrata 社は、純資産が3,000万ドル（1ドル150円換算で45億円）を超える個人を超富裕層と定義しています（Altrata「World Ultra Wealth Report 2026」（2026年7月）（<https://altrata.com/reports/world-ultra-wealth-report-2026>））。一方、博報堂は、世帯年収が1,500万円以上の生活者を「インカムリッチ」と名付け、新しい富裕層として定義しています（博報堂「新富裕層“インカムリッチ”生活者調査」（2024年5月31日）（<https://www.hakuhodo.co.jp/news/newsrelease/110611/>））。

このように、富裕層の定義は、金融機関、税務当局、調査会社や民間

会社などが資産の種類や管理方法などに着目してそれぞれ異なる基準を用いています。これらの基準は、各機関の目的や視点、ポジション・利害関係によって設定されており、必ずしもあらゆる場面で妥当する普遍的な基準ではありません。

例えば、金融機関は資産運用の観点から富裕層を分類し、マーケティングやサービス提供のターゲットを決めています。一方、税務当局は課税の公平性や税収確保を目的として、特定の所得や資産規模を基準にしています。

したがって、「富裕層」とは何かを一律に定義することは困難であり、場面ごとに適切な視点を持つことが重要になります。

② 「離婚問題」における富裕層の特徴

それでは、本書のテーマである「離婚」の場面では、「富裕層」をどのように定義すべきでしょうか。

この点、富裕層世帯の離婚問題においては、単にその世帯の資産や所得が多いというだけではなく、会社への影響、職業の関係、資産の構成や管理方法、事業・資産承継、税務リスクなどに対して、一般的な世帯とは異なった、いくつかの共通した特徴を析出することができます。特に、次のような要素が富裕層世帯における離婚に影響を与えます。

本書のテーマである「富裕層の離婚」は、当事者の資産や所得が通常よりも多額であるということに加え、上述のような要素をどの程度有しているか否かという帰納的な観点から定義付けられるといってもよいでしょう。

要素	要素の詳細
経営者・事業オーナー	・富裕層の多くは事業オーナーであり、離婚が事業運営や資産管理に影響を及ぼす可能性がある ・会社の株式や経営権が財産分与の影響を受け、事業の継続性に関する問題が発生する ・夫婦の問題であるはずの離婚が、会社を介して株主や従業員など様々な関係者に影響する
資産の多様性	・保有する資産は不動産、金融資産、国外資産など多岐にわたる ・流動性の低いものや単純な分割が難しいものもある ・市場価格がなく評価が難しいものも多い ・税務の影響も問題になる
資産承継	・次世代への資産移転や後継者への承継計画に影響する
生活水準	・生活水準や教育費水準が高い ・離婚後の生活をめぐり、財産分与や婚姻費用をめぐる法的トラブルが複雑化する ・国内外の教育機関（インターナショナルスクール、留学など）の学費やその負担割合の決定が論点になる

富裕層の離婚について

第2章

富裕層の離婚において 重要な視点

第1

財産分与に上限はない

富裕層の離婚では、婚姻費用や財産分与の額が高額になるケースが多く、例えば、生活費として月百何十万円が妥当か、財産分与として何億円が妥当かといった、一般世帯の離婚とは桁が違う数字で争点が論じられることも珍しくありません。

こうした金額が妥当かどうかを判断するには、いくつかの視点が重要になります。

まず、生活水準の維持という点が挙げられます。

富裕層の生活費には、一般的な衣食住に加えて、ハウスキーパーや専属ドライバーの雇用費など、特有の支出が含まれることがあります。

こうしたライフスタイルをどの程度維持する必要があるのかを考慮し、適切な婚姻費用や扶養的財産分与を検討する必要があります。

次に、資産の構成も重要な要素です。

不動産や自社株といった流動性の低い資産を多く保有している場合、財産分与の際に即座に現金化できないため、分与額や分与方法の決定が難航することがあります。

資産の特性を踏まえた分配方法を検討する必要があります。

離婚における財産分与は、夫婦が築いた財産を公平に分けるための制度ですが、一般の家庭だけでなく、資産家にとっても同じ原則が適用されます。

どれほどの資産を持っていようと、財産分与には上限は存在しません。個々のケースによって分与額は決まります。

例えば、アマゾン・ドット・コムの実業家であるジェフ・ベゾス氏が

2019年に離婚した際、元妻のマッケンジー・スコット氏に対して当時の時価総額で計算すると推定約356億ドル（当時の日本円で約3兆9,700億円）相当のアマゾン株式を譲渡したことが広く報道されています（「ベゾス氏、アマゾンの筆頭株主維持 離婚調停成立で」日本経済新聞（2019年4月5日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO43365530V00C19A4000000/>））。

これは米国の事例ではありますが、日本でも同様に財産分与額が高額となる事例があります。

著者略歴

岩崎 隼人 (いわさき はやと)

弁護士（第二東京弁護士会）。

岩崎総合法律事務所を平成30年に設立。

富裕層の離婚、相続・事業承継、ファミリーガバナンス、ファミリービジネス法務を横断的に扱う。

とりわけ、ストック・オプションやRS等の株式報酬については、設計から運用、トラブル対応まで一貫して手掛けており、株式報酬実務と離婚実務の双方に精通する専門家として活動している。

離婚は夫婦だけの問題ではなく、家族全体やファミリービジネスの問題でもあることから、ファミリーガバナンスの考え方を応用し、離婚問題の解決が全体最適となるよう志向している。

著書に『富裕層の法務』（日本法令、2022年）、『資産家のためのファミリーガバナンスガイドブック』（東峰書房、2025年、共著）、『株式報酬をめぐるトラブルの予防・解決の実務Q&A』（日本法令、2024年）、『税制適格ストックオプションの教科書』（中央経済社、2026年、共著）、ほか。

岩崎総合法律事務所

<https://law-iwasaki.jp/>



IWASAKI
GENERAL LAW OFFICE